

平成 25 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 メビオファーム株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤澤 忠司
(コード番号：4580 TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役経営戦略室長 森崎 直幸
(TEL 03-6426-5766)

臨時株主総会の開催、定款一部変更及び上場廃止申請に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 27 日に公表しましたとおり、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、「定款一部変更の件」及び「上場廃止申請の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催理由、日時・場所及び目的事項について

(1) 本臨時株主総会を開催する理由

TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し上場廃止申請を行うにあたり、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により株主総会の特別決議を経ることとなっていることから、本臨時株主総会を開催し上場廃止申請のご承認をお願いするものであります。

(2) 本臨時株主総会の日時・場所

日時 平成 25 年 5 月 10 日（金） 午前 10 時
場所 東京都港区赤坂一丁目 14 番 5 号 アークヒルズエグゼクティブタワー 8 階
当社会議室

(3) 本臨時株主総会の目的事項

第 1 号議案 定款一部変更の件
第 2 号議案 上場廃止申請の件

(注) 当社は、平成 25 年 3 月 27 日公表の「TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請及び臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」に記載のとおり、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定させるため、平成 25 年 4 月 12 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主とし、当該基準日に関する公告をいたしました。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

当社は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 1 項に基づき、上場廃止を申請したいと考えておりますが、上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により株主総会の特別決議を経ることとなっております。このため上場廃止申請の件を特別決議するにあたり、当社定款に上場廃止申請に関する特別決議の条項を追加するものであります。

(2) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 5 月 10 日

(3) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(変更箇所は (下線) 表示)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(決議の方法)	(決議の方法)
第 15 条 (条文省略)	第 15 条 (現行どおり)
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
<u>(新 設)</u>	3. <u>株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則第 130 条に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u>

3. 上場廃止申請について

(1) 上場廃止申請を行う理由

当社は、平成 23 年 7 月に TOKYO AIM (現 TOKYO PRO Market) に第 1 号案件として上場し、四半期開示や J-SOX 対応が任意適用であることなど、本市場の柔軟な特性を十分に活用しつつ、ビジネスの幅や取引先、活動エリアを拡大することができました。

これにより、当社は抗がん剤の製品化を目指した主力パイプラインである MBP-426 の新しい臨床試験を着実に進めると同時に、核酸医薬のナノ製剤化や診断薬開発にも着手する等、基礎研究面も充実させ、さらには、ナノ製剤のジェネリック化の分野にも事業展開を図ってまいりました。

今後もこれらをいっそう発展させるために事業提携や資金の確保を進めてまいります。そのために、本市場の制度を利用して非上場化した上で、事業を自由に展開するのが望ましいと考えました。この選択は、将来的には当社の経営や事業の進展に大きく寄与し、ひいては株主価値の最大化が図れるものと考えております。

つきましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 1 項に基づき、上場廃止を申請することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、本臨時株主総会の第 1 号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

(2) 今後の見通し

上場廃止申請書の提出日 平成 25 年 5 月 10 日 (金曜日)

上場廃止予定日 平成 25 年 6 月 7 日 (金曜日)

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20 営業日後に上場廃止となる予定です。(「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 2 項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条)

【ご参考】

「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」

第 143 条 上場会社がその発行する上場株券等の上場廃止を申請しようとするときは、施行規則で定めるところにより、当取引所に当取引所所定の「上場廃止申請書」を提出するも

のとする。

- 2 当取引所は、上場会社から「上場廃止申請書」を受理した場合、その旨及び上場廃止日について公表するとともに、上場廃止申請に係る上場株券等を整理銘柄に指定するものとする。

「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」

第 130 条 特例第 143 条の規定に基づき株券等の上場廃止を申請しようとする上場会社は、上場廃止を希望する日の 20 営業日前までに、当取引所に対して当取引所所定の「上場廃止申請書」を提出しなければならない。この場合において、当取引所が同意する場合を除き、上場廃止について株主総会の特別決議を経るものとする。

以 上